

大島商船高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)		授業科目	海上交通法
科目基礎情報						
科目番号	0072		科目区分	専門 / 必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 2		
開設学科	商船学科		対象学年	3		
開設期	通年		週時間数	2		
教科書/教材	図説「海上衝突予防法」・図説「海上交通安全法」・図説「港則法」（福井淡・矢野吉治共著：海文堂）・自作プリント					
担当教員	千葉 元					
到達目標						
(1) 海上衝突予防法に関する基礎知識を学び、海上での安全航行を行なう事ができる基礎知識を習得する。 (2) 海上交通安全法に関する知識を学び、東る基礎知識を習得する。京湾・伊勢湾・瀬戸内海に設置された航路を航行するための知識を習得する。 (3) 港則法に関する知識を学び、港則法が適用された港の入出港の手続き、航路における航法を習得する。						
ルーブリック						
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	海上衝突予防法に関する基礎知識を学び、海上での安全航行を行なう事ができる基礎知識を習得することができる。		海上衝突予防法に関する基礎知識を学び、海上での安全航行を行なう事ができる基礎知識を習得することができる。		海上衝突予防法に関する基礎知識を学び、海上での安全航行を行なう事ができる基礎知識を習得することができない。	
評価項目2	海上交通安全法に関する知識を学び、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海に設置された航路を航行するための知識を習得することができる。		海上交通安全法に関する知識を学び、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海に設置された航路を航行するための知識を習得することができる。		海上交通安全法に関する知識を学び、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海に設置された航路を航行するための知識を習得することができない。	
評価項目3	港則法に関する知識を学び、港則法が適用された港の入出港の手続き、航路における航法を習得することができる。		港則法に関する知識を学び、港則法が適用された港の入出港の手続き、航路における航法を習得することができる。		港則法に関する知識を学び、港則法が適用された港の入出港の手続き、航路における航法を習得することができない。	
学科の到達目標項目との関係						
本校 (1)-c 商船 (2)-a						
教育方法等						
概要	海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法の総合的な航法の適用に関する応用的な知識を習得し、海上を航行する時の総合的な法の適用を習得する。					
授業の進め方・方法	授業形式で行なう。なお、自作プリントを使用した「PowerPoint」による授業を行なう。					
注意点	(1) 海上衝突予防法はIMOで制定された国際法規である。(2) 海上交通安全法は、海上衝突予防法第10条「分離通行方式」に基づいた国内法である。 (3) 港則法は、日本国内の港則法適用港にのみ適用される。(4) 海技士（航海）の試験科目「法規」に、頻繁に出題される科目である。 (5) この科目は、船舶職員養成施設の第1種3級海技士（航海）養成施設の指定科目である。					
授業計画						
		週	授業内容		週ごとの到達目標	
前期	1stQ	1週	海上衝突予防法の目的・適用海域・定義		海上衝突予防法の目的・適用海域・定義を説明できる。	
		2週	海上衝突予防法の見張り・安全な速力		海上衝突予防法の見張り・安全な速力を説明できる。	
		3週	海上衝突予防法の衝突のおそれ・衝突を避けるための動作		海上衝突予防法の衝突のおそれ・衝突を避けるための動作を説明できる。	
		4週	海上衝突予防法の狭い水道などの航法		海上衝突予防法の狭い水道などの航法を説明できる。	
		5週	海上衝突予防法の分離通行方式・帆船の航法・追い越し船の航法		海上衝突予防法の分離通行方式・帆船の航法・追い越し船の航法を説明できる。	
		6週	海上衝突予防法の行き会い船の航法・横切り船の航法		海上衝突予防法の行き会い船の航法・横切り船の航法を説明できる。	
		7週	海上衝突予防法の避航船の航法・保持船の航法・各種船舶間の航法		海上衝突予防法の避航船の航法・保持船の航法・各種船舶間の航法を説明できる。	
		8週	前期中間試験		1週から7週までの内容を理解している。	
	2ndQ	9週	海上衝突予防法の視界制限状態における船舶の航法		海上衝突予防法の視界制限状態における船舶の航法を説明できる。	
		10週	海上衝突予防法の灯火形象物の定義・灯火の視認距離		海上衝突予防法の灯火形象物の定義・灯火の視認距離を説明できる。	
		11週	海上衝突予防法の航行中船舶の灯火		海上衝突予防法の航行中船舶の灯火を説明できる。	
		12週	海上衝突予防法の航行中船舶の灯火		海上衝突予防法の航行中船舶の灯火を説明できる。	
		13週	海上衝突予防法の運転不自由船および操縦性能制限船などの灯火		海上衝突予防法の運転不自由船および操縦性能制限船などの灯火を説明できる。	
		14週	海上衝突予防法の音響信号及び発光信号の定義		海上衝突予防法の音響信号及び発光信号の定義を説明できる。	
		15週	海上衝突予防法の切迫した危険のある特殊な状況など		海上衝突予防法の切迫した危険のある特殊な状況などを説明できる。	
		16週	前期末試験		9週から15週までの内容を理解している。	
後期	3rdQ	1週	海上交通安全法の目的・適用海域・定義		海上交通安全法の目的・適用海域・定義を説明できる。	
		2週	海上交通安全法の航路における一般的航法		海上交通安全法の航路における一般的航法を説明できる。	
		3週	海上交通安全法の浦賀水道および中ノ瀬航路・伊良湖水道航路の航法		海上交通安全法の浦賀水道および中ノ瀬航路・伊良湖水道航路の航法を説明できる。	

		4週	海上交通安全法の明石海峡航路・備讃瀬戸東航路・宇高東西航路の航法	海上交通安全法の明石海峡航路・備讃瀬戸東航路・宇高東西航路の航法を説明できる。
		5週	海上交通安全法の備讃瀬戸北航路および南航路・水島航路の航法	海上交通安全法の備讃瀬戸北航路および南航路・水島航路の航法を説明できる。
		6週	海上交通安全法の来島航路の航法	海上交通安全法の来島航路の航法を説明できる。
		7週	海上交通安全法の通報制度等	海上交通安全法の通報制度等を説明できる。
		8週	後期中間試験	1週から7週までの内容を理解している。
	4thQ	9週	港則法の目的・特定港および区域・定義	港則法の目的・特定港および区域・定義を説明できる。
		10週	港則法の出入港および停泊	港則法の出入港および停泊を説明できる。
		11週	港則法の航路における航法	港則法の航路における航法を説明できる。
		12週	港則法の航路における航法	港則法の航路における航法を説明できる。
		13週	港則法の航路における航法	港則法の航路における航法を説明できる。
		14週	港則法の航路における航法の特例・危険物船・水路の保全など	港則法の航路における航法の特例・危険物船・水路の保全などを説明できる。
		15週	港則法の港則法施行規則	港則法の港則法施行規則を説明できる。
		16週	学年末試験	9週から15週までの内容を理解している。

評価割合						
	定期試験	レポート	出席状況	授業態度	その他	合計
総合評価割合	70	10	10	5	5	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0
専門的能力	70	10	10	5	5	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0